

住基ネット差止訴訟経過(東京地裁民事第25部) 吉田柳太郎氏の証人尋問までの経過(住基ネット差止訴訟全国弁護士作成)		
年	月	日
02年	7	26
H14		
		<p>提訴 (請求原因は、プライバシー権侵害のみ)</p>
	11	1
		<p>第1回 原告:【訴状】陳述 被告国・都:『答弁書』:請求の趣旨に対する答弁のみ。 中野区:『答弁書』:切断の理由のみ。</p>
	12	17
		<p>第2回 原告: 【準備書面1】、付番による人格権侵害(国民は、氏名を中核として個人として尊重される権利を有する。付番は「国民を番号で扱うもの」であり、憲法13条違反)を追加。 被告国・都: 『準備書面1』:認否と求釈明 プライバシー権の内容、現に侵害されているか否か、侵害とはいかなる状態が発生したときか、国賠法の要件(誰の、いかなる義務違反行為か。「所要の措置」とは何か)</p>
03年	2	25
H15		
		<p>第3回 原告: 【準備書面2】①釈明・但し、特に国賠法の要件について、裁判所より更に釈明求められる。 ②改正住基法は憲法13条に違反する(付番による個人の尊厳の侵害、プライバシー権侵害)旨主張。</p>
	4	18
		<p>第4回 原告: 【準備書面3】:「付番の違憲性」について。①「氏名権」の侵害。②住民票コードの下に個人情報を集積し、照合することによる人格権の侵害。 国賠法の要件の詳説。 被告国・都 『準備書面2』:(住基ネットシステムの概要について) 被告中野区 住民票コードについて、その記載を無効とする事由、又は違法となったこと、これを削除する義務が生じたことを認めるべき根拠は何ら明らかになっていない、と主張。認否はほとんど国のものを援用。</p>
	7	15
		<p>第5回 原告:【準備書面4】 長野県審議会報告を中心にした求釈明 被告国・都:『準備書面3』:プライバシー権の主張や、国賠法の要件の主張に対する反論</p>
		26
		<p>第6回 原告:【準備書面5】 国・都の『準備書面3』への反論 ①自己情報コントロール権について、②住基ネットがプライバシーを侵害していないとの点について(主張・立証責任の実質的転換)、③OECD原則に照らした被告主張の不当性、④被告主張の安全確保措置の不十分性について 甲4(日経パソコンアンケート)、甲5(e-govフォーカス記事)、甲6(セキュリティマネジメント学会声明)提出</p>
	11	4
		<p>第7回 原告:【準備書面6】 1・プライバシー権論、2・名簿事件最高裁判決、3・原告の個人情報の具体的侵害の危険性 被告:『準備書面4』 主張立証責任の実質的転換に関する反論</p>
04年	1	27
		<p>第8回 原告:【準備7】(長野県の侵入実験結果に基づく具体的主張)、 【準備8】(所要の措置)、 【準備9】(付番の違憲性) 被告:【準備5】(住基ネットの必要性・安全性に関する体系的主張)、 【準備6】(中野区の主張の整理=代理人統一に伴う) 甲9(新聞記事資料集)、甲10(原告意見書集)、甲11(プライバシークライシス)、甲12(長野県の実験結果速報)提出</p>
	4	20
		<p>第9回 原告:【求釈明2】被告準備5への求釈明 【準備10】(江沢民最高裁判決への再反論) 甲13(長野実験の聴き取り報告書) ☆吉田柳太郎氏の証人申請一採用 被告:【準備7】(住基ネットのセキュリティ、長野侵入実験に対する全面的反論) 【準備8】(求釈明1への釈明)</p>
	6	11
		<p>第10回 原告:長野県報告書に関する文書送付囑託 【準備11】(付番問題) 【準備12】(原告1人が参加しなくても、住基ネットに何ら支障はない) 【準備13】(中野区条例による自己情報コントロール権の保護) 【準備14】(長野実験に関する被告準備7に対する再反論) 学者証人・斉藤原告本人申請 甲18~25(学者の論文、長野審議会議事録、費用対効果等) 進行協議(吉田氏出席)</p>
	7	30
		<p>第11回 原告:【準備15】(住基ネットの必要性、重要性に対する反論) 甲26~34(長野県調査報告書、聴き取り報告書2、住基カード発行枚数等)</p>
	9	10
		進行協議
	9	29
		弁論準備
10	10	15
		<p>第12回 吉田柳太郎氏証人尋問</p>